

第二十三回 帝國議會 貴族院 統監府及關東都督府等在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案外一特別委員會議事速記録第一號

付託議案

統監府及關東都督府等在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案
統監府、關東都督府及樺太等在勤巡查、看守及女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案
韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案

委員氏名

委員長

伯爵島津 忠亮君

副委員長

男爵小畑 美稻君

委員

子爵松平 康民君

男爵赤松 則良君

男爵北大路實信君

山田 爲喧君

關 清英君

磯邊 包義君

阿由葉吟次郎君

明治四十年三月二十六日(火曜日)午後二時二十九分開會

○委員長(伯爵島津忠亮君) ソレデハ開會イタシマス

○關清英君 此案ノ大體ニ付イテ政府委員ヨリ一應御話ヲ承リタウゴザイマス

○委員長(伯爵島津忠亮君) ドウカ政府委員カラ大體ニ付イテ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(岡野敬次郎君) 二案トモ大體ニ於テ同一ノ趣意アリマスルが、唯今

問題ニナシテ居リマスノハ何レノ案ニアリマスカ

○委員長(伯爵島津忠亮君) 唯今問題ニナシテ居ルノハ「統監府及關東都督府等

在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案」ニアリマス

○山田 爲喧君 ドウカ是ハ三案トモ束ネテ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵島津忠亮君) 便宜法ニ依リマシテ束ネテ願ヒマス

○政府委員(岡野敬次郎君) 第一「統監府及關東都督府等在勤官吏ノ恩給及

遺族扶助料ニ關スル法律案」ト申シマスルノハ、此法案ニ明カニ掲ゲテアリマスル通り

明治三十三年法律第七十五號第一條即チ臺灣ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助

料法ナルモノヲ推シ擴メマシテ統監府及關東都督府竝ニ其所屬官署ニ在勤スル判任

以上ノ官吏ニ及ボスト云フ趣意ニ過ギナノニアリマス、而シテ三十三年ノ法律第七十

五號第一條ノ規定ハ何デアルカト申シマスト、是ハ三年以上引續キ在職シタル者ニハ在職一箇

月ニ對シテ半箇月ノ加算ヲスル、斯ウ云フコトヲ規定シテアルノニアリマス此法律ハ臺灣ニ在

勤スル文官ニ適用スル所ノ法律ニアリマスルケドモ關東都督府竝ニ統監府ニ在勤ス

ル官吏ニ付キマシテモ矢張リ同一ノ恩典ヲ與ヘマシタ方ガ穩當アルト認メマシタニ依ツ

テ即チ三十二年ノ法律ヲ此ノ兩府在勤ノ判任以上ノ官吏ニ當嵌メル、斯ウ云フコトヲ

規定シタノニアリマス、此案ノ附則ノ第二號ハ議場デチヨツト説明イタシマシタ通り、

統監府ニ付キマシテハ明治三十九年ノ二月以降トシ關東都督府ニ付キマシテハ明治

三十九年九月以降致シマシタノハ即チ此ノ兩地ニ於ケル開廳ノ月デアリマシテ、即チ此律ガ施行セラル、時ニ於テハ昨年ノ一月及ビ昨年ノ九月ニ遡テ恩典ヲ與ヘルト云

フコトニナルノニアリマス、既往ニ遡ルト云フ利益ヲ與ヘル趣意ハ均シク此兩府ニ在勤スル者ニアリマスカラ、此開廳ノ時ヲ以テ標準トスルノガ穩當アルト認メタニ過ギナインニアリマス、次ニ「統監府、關東都督府及樺太等在勤巡查、看守及女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案」是モ明治三十五年ノ法律第一十九號第一條ノ規定ト申シマスルハ前案ト同ジヤウニ、矢張リ在職一箇月ニ對シテ半箇月ノ加算ヲスル、即チ恩

給支給ノ上ニ於テ特別ノ優遇ヲスルト云フノ趣意アリマシテ、是亦前案ト其ノ趣意ニ於テ少シモ異ナラヌノニアリマス、故ニ別段説明ヲ必要トシナイト考ヘマス、ソレカラ此

ノ「韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案」是ハ臺灣ニ次ギマシテ明治二十三年ニ恩給支給ノ上ニ付イテ此所ニ規定シテアルノト同一ノ特典が與ヘアルノニアリマス、是モ韓國ハ内地ト事情ヲ大ニ異ニシテ居ルノニアリマスカラ、矢張リ特典ヲ與ヘルノガ適當ト認メタノニアリマス、ソレカラ序ニテアルノト同一ノ特典が與ヘアルノニアリマス、其他別段ニ説明ヲ申上ベキコトモ無カラウト思ヒマ

一言申上ゲテ置キマスガ、關東都督府ニ於キマシテハ「職員ニシテ判任官ノ者ニ付キマシテハ、此ノ第一ノ法律案即チ關東都督府及其所屬官署ニ在勤スル判任以上ノ官

吏トシテ同一ノ特典ニ浴スル譯アリマスカラ、此ノ第三案ニハ特ニ關東都督府ト云フモノヲ加ヘナカッタノニアリマス、其他別段ニ説明ヲ申上ベキコトモ無カラウト思ヒマス、御質問ガアレバ尙ホ申述ベルコトニ致シマス

○委員長(伯爵島津忠亮君) チヨット伺ヒマスガ、此文面ア見ルト統監府ニ屬シテ居ル海陸軍ノ武官ヤ、ソレカラ仁川其ノ他海軍ノ石炭庫ノアル處ニ居ルト云フヤウナ者ニハ恩典ハ及シテ居ラズノデスカ、此ノ文面ニハ無イヤウテスガ……

○政府委員(岡野敬次郎君) 臺灣ニ付キマシテハ先刻申述ベマシタ三十二年ノ法律第七十五號ナルモノハ、文官判任以上ノ者ト云フコトが明ニ示シテアルノニアリテ、即チ三十二年ノ法律ハ臺灣在勤ノ文官ニ適用スル法律ニアリマス、併ナガラ此ノ案ハ殊サラニ文官ト云フ文字ヲ用井マセシテ判任以上ノ官吏ニ之ヲ準用スト云フコトヲ定メタノアリマス、即チ三十二年ノ法律ノ第一條ノ規定ノ内容即チ在職一箇月ニ對シテ半箇月ヲ加算スルト云フ其ノ特典ヲ一般ニ判任以上ノ官吏ニ當嵌メルト云フコトヲ示シテ居ルノニアリマスカラ、其適用ノ上カラ申シマシテ是ハ文官ニ限ラナイノニアリマス、即チ

統監府ノ方ニ屬スル陸海軍ノ武官ニモ均シク適用サル譯アリマス

○委員長(伯爵島津忠亮君) 關東都督府ノ哈爾賓其他ノ領事及領事館員ト云フヤウナモノモ皆其中ニ籠シテ居リマスカ

○政府委員(岡野敬次郎君) ソレハ關東都督府及其所屬官署ニ在勤スル者ニ限ルノアリマスカラ、領事館ニ付キマシテハ此法律ヲ適用スル限リデハナイノニアリマス

不完全デアルカラト云フヤウナ理由アリマスガ、領事館ノヤウナ外務省管轄ノモノハ此

恩典ニ漏レル譯アリマスカ

○政府委員(岡野敬次郎君) 此法律ハ領事館員ニ適用セラレヌノデアリマス、然シテ其領事館員ノ恩給給與ノコトニ付キマシテハ實ハ調査中デアリマシテ色ニ致研究スベキ必
要ガアルノデアリマシテ尙ホ提出スルノ運ヒニ至ラヌノデアリマス

○委員長(伯爵島津忠亮君) 皆サン御質問ガアリマスナラ……御質問ガナケリヤ二
ツノ案ヲ束ネテ問題ト致シマスカラ御意見ヲ……

○山田爲喧君 私ハ異議ゴザイマセヌ

○磯邊包義君 異議ナシ

○男爵赤松則良君 今ノ御説明デ私ノ疑點トスル所ハ分リマシタカラ全部異議ハゴザ
イマセヌ

○委員長(伯爵島津忠亮君) 御異議ハゴザイマセヌヤウデアリマスカラ、二案束ネア
決ヲ採リマス、御異議ガゴザイマセヌ御方ハ御起立ヲ願ヒマス

總員起立

○委員長(伯爵島津忠亮君) 全會一致、コレデ可決イタシマシタ、ソレデハ是デ散會イ
タシマス

午後二時四十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵島津 忠亮君

男爵小畑 美稻君 男爵赤松 則良君

關 清英君 磯邊 包義君 山田 爲喧君

政府委員

法制局長官 岡野敬次郎君 統監府書記官 子爵兒玉秀雄君
關東都督府
民政長官
石塚 英藏君 關東都督府事務官 磯山長治郎君
陸軍次官 石本 新六君 海軍次官 加藤友三郎君